

疑義照会簡素化プロトコル適応例(麻薬・抗悪性腫瘍剤は除く)

※患者の同意、または了承を必ず得てから適応すること

	項目	例
①	残薬調整による処方箋内容の変更 ・処方日数を変更してよい ・外用薬の本数を減量してよい ・残薬調整の場合は、薬剤を削除してよい(外用薬の場合) 内服薬の削除依頼があった場合は日数を1日とする (次回処方漏れを防ぐため) ※追加・日数延長についてはプロトコルでの対応は不可 ※アドヒアランスに問題があると判断される場合は 報告書を用いて当院への情報提供をお願いします。	・ランソプラゾールOD錠15mg 30日分 → 20日分(10日分残薬) ・ヘパリン類似物質油性性クリーム 2本 → 1本(1本残薬)
②	一包化・粉碎・半割・混合指示の依頼や変更 ・患者やその介護者等の同意または了承を得てから指示を変更 ※患者の希望で一包化を外すことは不可	・レバミピド錠 1錠 → レバミピド錠 1錠 粉碎 ・RP)プロペト50g } プロペト50g 混合 マイザー軟膏25g } マイザー軟膏25g ※混合が明確ではない場合は疑義照会
③	外用薬の用法(適用回数、適用部位、適用タイミング等)が不明な場合の変更 ・処方医より口頭で指示されており患者面談を行った上で、用法が明確な場合	(口頭で腰部に1回1枚貼付するよう指示があったと患者から聴取した場合) ・モーラステープ20mg 2袋 1日1回 → 1日1回 腰 1回1枚
④	剤形変更や規格が複数ある医薬品の規格変更 ・安定性、利便性向上の場合 ・アドヒアランスの向上が期待できる場合 ・貼付剤、軟膏剤、クリーム剤の変更は処方量の合計が変わらない場合のみ ※用法用量が変わらない場合のみ可。 ※軟膏 → クリーム剤 クリーム剤 → 軟膏の変更は不可。	・アゾセמיד錠30mg 2錠 → アゾセמיד錠60mg 1錠 ・ゾルピデム錠10mg → ゾルピデムOD錠10mg ・ビオフェルミン散 → ビオフェルミン錠剤 ・ロキソニンパップ100mg → ロキソニンテープ100mg (成分が同じものに限る。枚数も原則同じとする)
⑤	処方日数の変更 ・ビスホスホネート製剤の週1回または月1回製剤が他の連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数適正化 ・隔日投与などの処方薬が他の連日投与の処方薬と同一日数で処方されている場合の処方日数適正化	他の処方が14日の場合 ボナロン錠35mg 1錠 起床時 14日分 → 2日分
⑥	添付文書と明らかに異なる用法の変更 ・添付文書に準じた用法へ変更してよい ・漢方薬の「食後」は医師了解のもと処方されているため変更しない	・大建中湯 3包 毎食後 → そのまま ・ボグリボースOD錠0.2mg 3錠 毎食後 → 毎食直前
⑦	患者の同意または患者の了承を得てから同一成分の医薬品変更 ・先発品同士、後発品から先発品への変更も可能 ・院外処方箋の「後発不可」にチェックがあれば不可 ・保険薬局に在庫がないという理由ので変更は不可	・アムロジピン錠5mg → ノルバスク錠5mg ※必ず患者に説明(服用方法・価格など)後に変更すること